

⑤ 多様な主体との連携・協働 ～互いに高め合う関係をつくる

〈このプロセスの内容〉

- ◆行政や各種団体等が実施する交流会等の機会を活用し、各種グループ、NPO、団体、学校、企業、専門家等と意見交換を行ったり、県・市町に相談したりして、**連携・協働するテーマや相手方を考える。**
- ◆相手方が決まったら、その相手方と地域推進委員会が、**それぞれの得意分野や強みを生かし、連携・協働**で活動に取り組む。

〈実施地域からの助言〉

- ◆これからのコミュニティは、自己完結主義では課題に対応できない。排他的な意識を改め、横のネットワークを広げることが大事！
- ◆活動の質を高めようとするれば、例えば、防犯活動は防犯組織と自治会が連携するなど、テーマ型の活動を行っているグループ、NPO等と連携することが必要！
- ◆近隣のコミュニティを含め、広域で取り組むべき課題も多く、コミュニティ間、県民交流広場間の連携に取り組みたい！

〈ポイント〉

- ★**双方にプラスになる連携・協働** 片方にしかメリットがない連携・協働は長続きしない。互いに高め合うような関係のあり方を、話し合いや実践の中から見いだしていく。
- ★**連携・協働先の発掘** 地域の抱える課題や活動テーマに沿ったふさわしい相手方を探す場合の手がかりとして、県の生活創造センター、文化会館等が相談に応じるほか、市町の社会福祉協議会などでも助言が得られる。
- ★**事前の協議** 連携・協働する相手方と、具体的な役割分担や費用負担等を事前に十分に話し合い、双方の理解を共通しておく。

実施地域における連携・協働例

実施地域では、より活動を活発にするために、次のような多様な連携・協働が展開されています。



- ◆地域内の地縁団体と多種多様なNPO組織が連携して地域推進委員会を結成し、広場事業を展開。
- ◆都市と農村の交流に取り組む中山間部の地域において、都市部で自然保護に取り組むNPOと連携して植樹等を展開。
- ◆高齢者が住みやすい地域づくりに取り組む地域において、ボランティアグループと連携して高齢者向けの食事会を実施。
- ◆環境問題に取り組むボランティアグループと連携して河川敷公園の環境を整備。
- ◆複数の地域が集まって開催した県民交流広場ワークショップを機に、コミュニティ間の交流を展開。
- ◆地域活性化をめざし、従来から取り組んでいる地域通貨の発行・流通事業を進めているボランティアグループなどと連携することにより、多様な主体を巻き込んだ活動を展開。

⑥ 目標達成度合いの点検と改善 ～足跡から学び、改善する

〈このプロセスの内容〉

- ◆定期または不定期に**取り組みを点検し、改善を行いつつ**、広場運営や活動の質を高める。
- ◆**普段から広場利用者とコミュニケーション**を行い、意見を把握するとともに、節目ごとにワークショップや意見交換を行うなど、**地域ぐるみの次の行動へ結びつける。**

〈実施地域からの助言〉

- ◆参加者の感想や意見、評価を普段のコミュニケーションの中でつかむことが必要！
- ◆企画がマンネリにならないよう常に見直しを行っていくことが大切！

〈ポイント〉

★点検すべきこと

- ①はじめに設定した目標に近づいているか
- ②広場の運営は住民の支持を受けているか
- ③活動プログラムごとの参加状況や参加者の評価はどうか
- ④助成金や住民負担金は適切に管理・支出されているか
- ⑤広場を機に人材育成や資金的自立等の工夫は進んでいるか
- ⑥広場が全体としてコミュニティの活性化に結びついているか等



★情報の公開

点検と改善の過程・結果は、できる限り地域に情報公開し、住民参加型で進める。

★改善策の実行

点検の結果に応じ、県民交流広場のプロセスをさかのぼって改善策や新たな行動を起こす。また、広場事業の施策内容をはじめ、行政の対応が必要なものは提案を行う。

実施地域における点検・改善の手法

広場の各プロセスと同様、取り組みを振り返り、次なる行動に結びつけることも、住民参加で進めていくことが必要です。実施地域では、次のような手法で点検・改善に取り組んでいます。

- ◆住民や利用者に対する満足度アンケート調査、提案箱の設置など、住民の声を幅広く、かつきめ細かく集約する。
- ◆ワークショップなど意見交換の場を設ける。
- ◆事業プランと活動実績を対比させながら、地域推進委員会として現状を常に把握し、将来への展望をもつ。
- ◆外部有識者や行政など第三者に診断や助言を依頼する。

●プロセス横断の視点 ～思いを分かち合い、行動する地域をつくる●

「思い」「個性」「自立」を大切に

単に寝に帰るだけの場所から愛着の持てるふるさとに変えていく、あるいは、疲弊し、元気のない地域に活力を取り戻す。一こうしたことは、コミュニティのみが実現することができます。しかし、ただそこに人が住んでいるというだけではコミュニティにはなりません。コミュニティであるために欠くことのできないもの。一県民交流広場事業を活用するにあたっては、少なくとも次の3つの要素を常に考えて取り組みを進めていきましょう。

- ①よりどころであり、守るべき「個性」（歴史、文化、環境、伝統、活動、心意気など誇りや帰属意識の源泉。一地域の一体感の鍵となります）
- ②共有された「思い」（地域の現状と将来に関する共通のイメージ。一進路を示す羅針盤の役割を果たします）
- ③それらを糧に実践される「自立」（地域のことは地域が主体的に解決に取り組むという身近な自治。一あらゆる行動の基本となります）

人を育て、人を生かし、人をつなぐ

担い手不足などに悩む地域の多くから、「コミュニティの問題は結局のところ、『人』に行きつく」という声が見られました。しかし、地域には、多士済々、星の数ほど多様な人材がいることもまた事実です。

県民交流広場は、全体として、広場を舞台に人を育て、生かし、つなぐ過程であり、各プロセスで地域の知恵と力を集めていきましょう。例として、実施地域では、次のような人材確保・養成の取り組みがなされていますが、絶対の公式はありません。試行錯誤で見いだしたやり方こそが、その地域にとって最もふさわしい答えになると考えられます。

- ◆住民がワイワイ議論するワークショップ
- ◆特技、専門知識を持つ住民をリスト化した人材バンクづくり
- ◆住民総参加のための一人一役運動
- ◆若者による企画づくり
- ◆個々の事業や運営へのボランティアの公募 等

Q 活動費のみの申請について

施設は整備済みであるため、活動費のみ申請はできますか？

A 県民交流広場事業の助成は、コミュニティ活動の基盤となる身近な場の充実を図ることを重点としつつ、整備された施設の利活用の立ち上げを支援するため、補完的に活動費の助成を行っています。また、県では、地域づくり活動を助成する事業も別に行っています。このため、県民交流広場事業では、建物の工事や備品の購入といった整備がなく、活動費のみの助成申請はできません。

Q 施設整備について

屋外ステージや小規模なグラウンド管理小屋を拠点として整備することはできますか？

A 広場事業で整備すべき施設は、地域住民の提案によるべきものですが、コミュニティの拠点となりうるものが求められます。屋外ステージ、あずまやなど野外建造物は、悪天候や冬場などコミュニティ活動を行う場として活用できない場合も考えられ、拠点施設としては不適切です。ただし、拠点施設を別に整備し、活動を実施するために必要な施設としてあずまやなどを整備することは考えられます。
また、コミュニティの拠点として、地域内の一定の人数が集まれる、ある程度の規模、大きさは必要で、問のような小屋は拠点施設としては不適切と考えます。

Q 施設整備費の用途について

整備費を使って施設に隣接するグラウンドの整備（緑化、植栽、舗装など）をすることはできますか？

A 県民交流広場事業の整備費は、あくまでコミュニティ活動の拠点となる施設の改修、増築、新築等を対象とするものです。
ただし、施設に出入りしやすいように敷地内の歩道を舗装したり、活動しやすい敷地内の屋外スペースを広げるなど、活動拠点である施設の利活用を図るうえで必要な整備を施設の整備にあわせて実施する場合や、活動の展開にグラウンド等の整備が必要となる場合など、施設利用や活動展開を図るうえでそれらの整備が不可欠と考えられる場合には助成の対象となります。

Q 活動費の用途について①

住民参加のイベントを開催し、参加者に対し参加賞や景品を渡す場合、その経費を助成金から支出することはできますか？

A 県民交流広場の活動費は、地域活動の新たな立ち上げや既存活動の充実、持続的に必要となる活動資金確保への工夫、運営基盤の強化などを支援する経費であり、その趣旨から、活動の立ち上げ段階で、多くの住民に積極的に地域活動に参加してもらう呼び水として支出することは可能です。ただし、社会通念に照らして過度に多額の景品などは不適切です。参加賞や景品については、金額の多寡や全体の活動計画の内容、活動に充当すべき他財源の有無なども考慮して判断すべきです。

Q 活動費の用途について②

地域推進委員会の役員で打ち合わせを行う場合、夜間になることが多いため、弁当やお茶を助成金から支出することはできますか？

A 原則として、飲食に要する経費は、補助の対象となりません。ただし、コミュニティ活動の効果をあげるための必要最小限の支出については、補助の対象とすることができます。たとえば、世代間交流のためのふれあい喫茶など広場事業に係る活動時の茶菓代、終日又は夜間に講座や教室などを実施する際の外部講師の弁当代などが考えられます。活動費は、地域活動の新たな立ち上げや活動の充実のための経費という考え方から、スタッフの打ち合わせの食事代などを助成金から支出することは適切ではありません。

Q 地域の選定について

地域の選定にあたってどのような点が考慮されますか？

A 有識者等で構成された広域推進委員会において応募地域による事業プランの提案発表を行っていただき、市町の意見、地域の意欲・主体性、プランに対する地域全体の合意、プランの実現性、広場を呼び水としたコミュニティ活性化やその持続性、これらに対する広域推進委員会の意見などを県民局が総合的に勘案し、採択するか否かを決めます。したがって、いずれかの点で課題があると認められる場合には、次年度以降の再チャレンジをお願いするケースもあります。

実 施 地 域 一 覧

* 16年度採択11地域・17年度採択25地域・18年度採択95地域

県民局 圏 域	実施地域名 ⑯=16年度採択 ⑰=17年度採択 ⑱=18年度採択	地域 設定	整備 形態	活 用 施 設
神 戸	⑯長田区重池地区	1 校区	改修	市立重池地域福祉センター
	⑰北区大原・桂木地区	1 校区	改修	市立桂木児童館、 市立大原桂木地域福祉センター
	⑰北区有馬地区	1 校区	改修	市立有馬地域福祉センター
	⑱中央区港島地区	1 校区	改修	市立港島ふれあいセンター
	⑱兵庫区熊野地区	1 校区	改修	市立熊野地域福祉センター
	⑱兵庫区夢野地区	1 校区	改修	市立夢野地区地域福祉センター
	⑱兵庫区川池地区	分割	改修	市立川池地域福祉センター
	⑱長田区真野地区	1 校区	改修	市立真野地域福祉センター
	⑱須磨区東落合地区	1 校区	増築	市立東落合地域福祉センター
	⑱垂水区塩屋地区	1 校区	改修	市立塩屋地域福祉センター
阪神南	⑯芦屋市大原地区	1 校区	改修	市立大原地区集会所
	⑰尼崎市立花地区	1 校区	改修	市立たちばなNPOプラザ
	⑰芦屋市西藏地区	1 校区	改修	市立西藏地区集会所
	⑱尼崎市尾浜地区	分割	改修	尾浜御園福祉会館(地域有)
	⑱尼崎市武庫第8地区	分割	改修	市立コミュニティルーム武庫
	⑱尼崎市園田南地区	分割	改修	市立コミュニティルーム園田
	⑱西宮市越木岩地区	1 校区	改修	越木岩会館(地区内財団有)
	⑱西宮市高木地区	1 校区	改修	市立高木市民館

実施地域一覧

*16年度採択11地域・17年度採択25地域・18年度採択95地域

県民局 圏 域	実施地域名 ⑯=16年度採択 ⑰=17年度採択 ⑱=18年度採択	地域 設定	整備 形態	活用施設
阪神南	⑱西宮市甲子園口地区	1校区	改修	甲子園口商店街空き店舗
	⑱西宮市東山台地区	1校区	改修	斜行エレベーター上部ステーション 2階ホール(市有)
	⑱西宮市南甲子園地区	1校区	改修	市立甲子園地区コミュニティセン ター
	⑱西宮市瓦木・深津地区	2校区 統 合	新築	(仮称)瓦木・深津県民交流広場 (地域有)
	⑱芦屋市潮見地区	1校区	改修	市立潮見地区集会所
阪神北	⑯宝塚市長尾台地区	1校区	新築	市立コミュニティセンターひばり
	⑰宝塚市西谷地区	1校区	改修	市立西谷ふれあい夢プラザ
	⑰川西市川西北地区	1校区	改修	市立川西北地区コミュニティプラザ
	⑰川西市緑台・陽明地区	2校区 統 合	新築	ふれあい会館(地域有)
	⑱伊丹市稲野地区	1校区	新築	稲小地区助けあいセンター(地域有)
	⑱伊丹市桜台地区	1校区	改修	市立サンシティホール(倉庫)
	⑱伊丹市天神川地区	1校区	改修	市共同利用施設北センター
	⑱伊丹市昆陽里地区	1校区	改修	市立ハナミズキセンター
	⑱宝塚市宝塚第一地区	1校区	新築	一小宝梅ハウス(地域有)
	⑱宝塚市高司地区	1校区	改修	高小まち協コミュニティ室 (中学校余裕教室)
	⑱宝塚市逆瀬台地区	1校区	改修	ゆずり葉コミュニティールーム (小学校余裕教室)
	⑱宝塚市小浜地区	1校区	改修	小浜小学校区まちづくり協議会会 館(小学校余裕教室)
	⑱宝塚市中山台ニュータ ウン地区	2校区 統 合	増築 改修	中山台会館(地域有)

実施地域一覧

*16年度採択11地域・17年度採択25地域・18年度採択95地域

県民局 圏 域	実施地域名 ⑯=16年度採択 ⑰=17年度採択 ⑱=18年度採択	地域 設定	整備 形態	活用施設
阪神北	⑯川西市加茂地区	1校区	新築	市立加茂ふれあい会館
	⑯川西市多田地区	1校区	新築	市立多田コミュニティ室
	⑯川西市北陵地区	1校区	改修	市立北陵集会所
	⑱三田市けやき台地区	1校区	増築 改修	市立けやき台コミュニティセンター
	⑱三田市高平地区	1校区	改修	コミュニティたかひら(地域有)
	東播磨	⑯稲美町天満南地区	1校区	改修
⑰加古川市西神吉地区		1校区	増築	西神吉会館(市有)
⑰高砂市荒井地区		1校区	改修	市立荒井公民館
⑰播磨町播磨地区		1校区	改修	播磨町中央公民館(町有)
⑱明石市松が丘地区		1校区	改修	市立松が丘小学校区コミュニティーセ ンター
⑱明石市王子地区		1校区	改修	市立王子小学校区コミュニティーセン ター
⑱明石市藤江地区		1校区	増築 改修	市立藤江小学校区コミュニティーセン ター
⑱明石市大久保南地区		1校区	備品 購入	市立大久保南小学校区コミュニティー センター
⑱明石市魚住地区		1校区	増築	市立魚住小学校区コミュニティーセン ター
⑱加古川市別府町地区		2校区 統 合	増築 改修	別府町中島会館(市有)
北播磨		⑱多可町大和地区	1校区	改修
	⑰小野市下東条地区	2校区 統 合	改修	市立コミュニティセンター下東条
	⑰加西市西在田地区	1校区	改修	下若井町公民館(地域有)

実施地域一覧

*16年度採択11地域・17年度採択25地域・18年度採択95地域

県民局 圏域	実施地域名 ⑯=16年度採択 ⑰=17年度採択 ⑱=18年度採択	地域 設定	整備 形態	活用施設
北播磨	⑰西脇市桜丘地区	1校区	新築	田高公民館(地域有)
	⑱西脇市芳田地区	1校区	改修	市立芳田の里ふれあい館
	⑱三木市口吉川地区	1校区	増築 改修	市立口吉川町公民館
	⑱三木市細川地区	2校区 統 合	増築 改修	市立細川町公民館
	⑱小野市小野地区	2校区 統 合	改修	市立コミュニティセンターおの
	⑱加西市富田地区	1校区	改修	市立富田会館
	⑱加東市鴨川地区	1校区	増築 改修	コミュニティギャラリーかもがわ (JAみのり農協所有)
中播磨	⑯姫路市太市地区	1校区	改修	市立太市公民館
	⑰姫路市余部地区	1校区	増築	市立余部公民館
	⑰神河町新田・作畑地区	1校区	改修	町立神崎町地域交流センター ほか2公民館
	⑰神河町川上地区	1校区	新築	町立川上住民交流センター
	⑱姫路市城西地区	1校区	改修	市立城の西公民館
	⑱姫路市城北地区	1校区	改修	城北校区研修棟(地域有)
	⑱姫路市安室地区	1校区	増築	市立安室公民館
	⑱姫路市広畑第二地区	1校区	改修	広二集会所(地域有)
	⑱姫路市大津地区	1校区	増築 改修	市立大津公民館
	⑱姫路市勝原地区	1校区	増築 改修	市立勝原公民館
	⑱姫路市八木地区	1校区	増築 改修	市立八木公民館

実施地域一覧

*16年度採択11地域・17年度採択25地域・18年度採択95地域

県民局 圏域	実施地域名 ⑯=16年度採択 ⑰=17年度採択 ⑱=18年度採択	地域 設定	整備 形態	活用施設
中播磨	⑯姫路市花田地区	1校区	新築	(仮称)花田ポケットパーク(地域有)
	⑯姫路市谷外地区	1校区	改修	市立谷外公民館
	⑯姫路市豊富地区	1校区	新築	(仮称)市立豊富公民館ふれあい ルーム
	⑯神河町上小田地区	1校区	新築	(仮称)上小田住民交流センター (地域有)
	⑯ 神河町旧越知谷第一・ 粟賀・大山地区	3校区 統 合	改修	町立神崎公民館ほか
	⑯市川町瀬加地区	1校区	改修	町立岡部会館、町立笠形会館
	⑯ 市川町川辺・小畑・甘地 地区	3校区 統 合	改修	町立市川町就業改善センター
西播磨	⑯宍粟市鷹巣地区	1校区	改修 増築	市立鷹巣林業者集会センター
	⑰相生市相生地区	1校区	改修	あいあいひろば相生館(コープミニ相生みなと店 空きスペース)、あいあいひろば おお(空き店舗)
	⑰たつの市香島地区	1校区	改修	上笹一区自治会館(地域有)
	⑰たつの市半田地区	1校区	改修	半田コミュニティセンター(市有)
	⑱たつの市小宅地区	1校区	改修	小宅地区コミュニティセンター (民有)
	⑱たつの市揖西東地区	1校区	改修	(仮称)健康増進広場(地域有)
	⑱たつの市神岡地区	1校区	改修	神岡町家庭支援センター「陽だまりの家」(民有)
	⑱たつの市新宮地区	1校区	改修	旧新宮町役場宿直室「こころん広 場」(市有)
	⑱たつの市室津地区	1校区	改修	たつの市室津センター(市有)
	⑱赤穂市坂越地区	1校区	新築	ふるさと館(地域有)
	⑱赤穂市原地区	1校区	改修	市立原校区多目的施設(コミュニ ティセンター)

実施地域一覧

*16年度採択11地域・17年度採択25地域・18年度採択95地域

県民局 圏 域	実施地域名 ⑯=16年度採択 ⑰=17年度採択 ⑱=18年度採択	地域 設定	整備 形態	活用施設
西播磨	⑯宍粟市神野地区	1校区	改修	神野コミュニティセンター(市有)
	⑯宍粟市蔦沢地区	2校区 統 合	改修	蔦沢地区公民館(市有)
	⑯宍粟市土万地区	1校区	改修	塩山公民館(地域有)
	⑯宍粟市下三方地区	1校区	改修	市立センター下三方
	⑯上郡町高田地区	1校区	改修	高田台自治会館(町有)
但 馬	⑯豊岡市奈佐地区	1校区	新築	奈佐地区公民館(市有)
	⑯新温泉町久斗山地区	1校区	改修	町立久斗山コミュニティセンター
	⑰養父市関宮地区	1校区	改修	「ひだまりホーム」(市有空き住宅)
	⑯豊岡市中筋地区	1校区	増築	中筋地区公民館(市有)
	⑯豊岡市合橋地区	1校区	改修	合橋地区公民館(市有)
	⑯豊岡市福住地区	1校区	新築	福住地区交流センター(市有)
	⑯豊岡市寺坂地区	1校区	新築	寺坂地区交流センター(市有)
	⑯豊岡市城崎地区	1校区	改修	城崎地区公民館(市有)
	⑯養父市三谷地区	1校区	改修	旧三谷小学校体育館(市有)
	⑯養父市浅野地区	1校区	新築	木の香る浅野校区コミュニティセンター(市有)
	⑯養父市小佐地区	1校区	増築	小佐ふれあい倶楽部(市有)
	⑯香美町小代地区	1校区	改修	香美町地域活性センター「小代物産館」(町有)
	⑯新温泉町春來地区	1校区	新築	椿山交流施設(地域有)

実施地域一覧

*16年度採択11地域・17年度採択25地域・18年度採択95地域

県民局 圏 域	実施地域名 ⑯=16年度採択 ⑰=17年度採択 ⑱=18年度採択	地域 設定	整備 形態	活用施設
但 馬	⑯新温泉町八田地区	1校区	増築 改修	町立八田コミュニティセンター
	⑯新温泉町浜坂南地区	1校区	改修	新温泉町肉用牛管理施設(町有)
	⑯新温泉町浜坂西地区	1校区	改修	諸寄基幹集落センター(町有)、釜屋公会堂(地域有)、居組婦人の家(地域有)
丹 波	⑯丹波市黒井地区	1校区	新築	しろやま交流館(地域有)
	⑰篠山市大芋地区	1校区	改修	市立大芋公民館
	⑰篠山市大山地区	1校区	改修	大山総合事務所(地区内財団有)ほか4施設
	⑰丹波市神楽地区	1校区	改修	市立神楽の郷交流センター、市立愛菜館おなざ
	⑯篠山市西紀北地区	1校区	新築	草山郷づくりセンター(地域有)
	⑯丹波市遠阪地区	1校区	改修	遠阪コミュニティセンター(地域有)
	⑯丹波市吉見地区	1校区	新築	吉見地区防災センター(地域有)
	⑯丹波市鴨庄地区	1校区	改修	鴨庄コミュニティセンター(地域有)
	⑯丹波市美和地区	1校区	改修	美和ふれあいセンター(JA丹波ひかみ所有)
淡 路	⑯南あわじ市阿万地区	1校区	改修	市立阿万連絡所
	⑰淡路市江井地区	1校区	改修	市立江井コミュニティセンター
	⑰南あわじ市伊加利地区	1校区	改修	市立伊加利地区公民館
	⑯洲本市中川原地区	1校区	新築	市立中川原公民館
	⑯洲本市都志地区	1校区	改修	市立老人福祉センター「高田屋荘」
	⑯洲本市広石地区	1校区	改修	市立広石地区公民館

実施地域一覧

*16年度採択11地域・17年度採択25地域・18年度採択95地域

県民局 圏 域	実施地域名 ⑩=16年度採択 ⑪=17年度採択 ⑫=18年度採択	地域 設定	整備 形態	活用施設
淡 路	⑩洲本市鮎原地区	1校区	改修	市立老人憩いの家「あいはら荘」
	⑩南あわじ市倭文地区	1校区	改修	市立緑防災センターしづおり館
	⑩淡路市多賀地区	1校区	改修	市立ふるさとセンター
	⑩淡路市塩田地区	1校区	改修	市立塩田会館
	⑩淡路市佐野地区	1校区	改修	市立佐野会館



お問い合わせ先

地 域	県民交流広場事業 全般の窓口	電話番号	コミュニティ応援隊 派遣の窓口	電話番号
神 戸	神戸県民局地域協働課	078-361-8543	神戸生活創造センター	078-360-8530
阪神南	阪神南県民局地域協働課	06-6481-4397		
阪神北	阪神北県民局地域協働課	0797-83-3136		
東播磨	東播磨県民局地域協働課	079-421-9291	東播磨生活科学センター	079-421-0993
北播磨	北播磨県民局地域協働課	0795-42-9516	嬉野台生涯教育センター	0795-44-0711
中播磨	中播磨県民局地域協働課	079-281-9320	姫路生活科学センター	079-296-3999
西播磨	西播磨県民局地域協働課	0791-58-2341	西播磨文化会館	0791-75-3663
但 馬	但馬県民局地域協働課	0796-26-3644	但馬文教府	0796-22-4407
丹 波	丹波県民局地域協働課 (丹波の森公苑活動支援部)	0795-72-5168	丹波の森公苑	0795-72-2127
淡 路	淡路県民局地域協働課	0799-26-2045	淡路文化会館	0799-85-1391
	兵庫県県民政策部 県民文化局生活創造課	078-362-4004	兵庫県県民政策部 県民文化局生活創造課	078-362-3159

県民交流広場公式ホームページ <http://www.hyogo.kouryu-hiroba.jp/>

